

みやぎの果樹指導指針



平成 5 年 3 月

宮城県農政部農業普及課

は　じ　め　に

今日の農業を取り巻く環境は、国際化、貿易自由化の進展、担い手の不足、高齢化の進行、消費者ニーズの多様化等大きく変化しています。

県といたしましては、このような情勢を踏まえ平成2年後に「宮城県農業の新たな展開方向」を策定し、米を基幹とした多彩な農業生産を開拓するため、畜産や、園芸を拡大して均衡のとれた生産構造に誘導することとしており、果樹についてもりんご、なし等の基幹果樹を主体に積極的に拡大することとしています。

本県は、寒冷地果樹のみならず暖地果樹の栽培に適した地域も多く、いちじく、ゆず、ベリー類等本県の気候条件を活かした多彩な果樹や、施設栽培のぶどう、とうとう等高度な技術が要求される果樹類の導入も芽生えてきています。

今後の果樹振興の方向としては、気候等の立地条件を十分に活かした独自の取り組みが重要であり、本県に適合した多彩な果樹を普及指導し、生産拡大していくためには新たな果樹指導方針が必要となってきています。

そのため、今回の果樹指導方針では、昭和59年に発刊した指導方針を見直し、最近の果樹生産動向を踏まえ、指導者の要望に十分応えられるものとなるよう編集しました。

本指針の積極的な活用により、本県の果樹振興が一層充実することを念願いたします。

最後に、本指針を編集するに当たり貴重な御助言、御指導を賜った多くの関係者の方々に対し、感謝するとともに今後の一層の御支援をお願い申し上げます。

平成5年3月

宮城県農政部農業普及課長

鈴木邦久